

議案第 101 号

字の区域の変更及び字の廃止について

字の区域を変更すること及び字を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加西市長 西村 和平

記

1 字の区域の変更及び字の廃止

| 変 更 前      |     |   | 変 更 後      |     |
|------------|-----|---|------------|-----|
| 大字         | 小字  | 地 番   | 大 字        | 小 字 |
| 北条町<br>西高室 | 中ノ坪 | 230 の 3 の一部、231 の 3 の一部、232 の 3 の一部<br>233 の 2 の一部、233 の 4 の一部、242 の 2 の一部<br>242 の 3 の一部、243 の 2 の一部、243 の 3 の一部 | 北条町<br>東南  | 廃止  |
| 北条町<br>東南  | 溝西  | 218 の一部、218 の 2 の一部   | 北条町<br>西高室 | 廃止  |

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

## 2 字の廃止

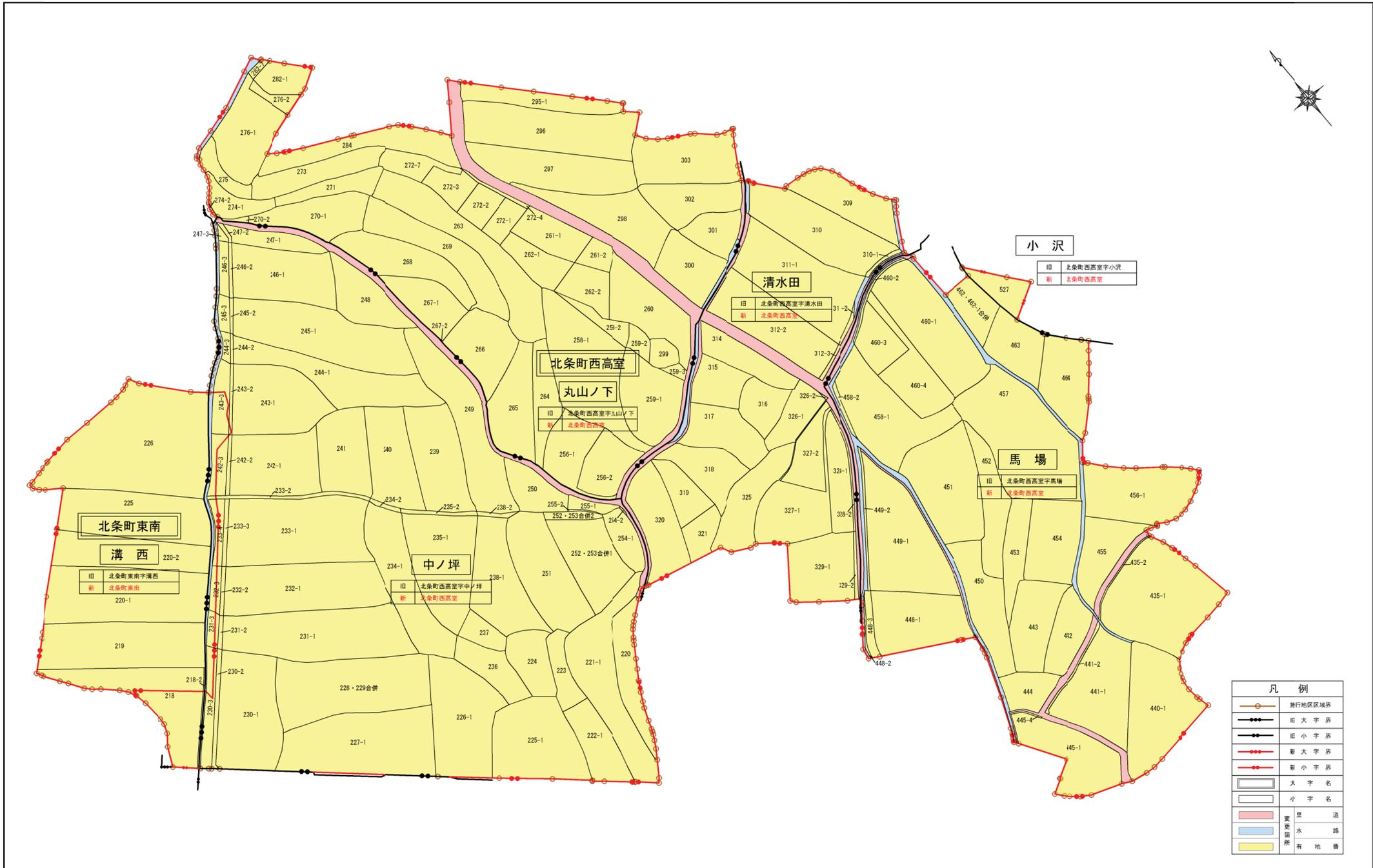
| 小字を廃止する区域  |      |  |
|------------|------|--|
| 大字         | 小字   | 地番   |
| 北条町<br>西高室 | 中ノ坪  | 220、221の1、222の1、223、224、225の1、226の1、227の1、228、<br>229、230の1、230の2、230の3の一部、231の1、231の2、<br>231の3の一部、232の1、232の2、232の3の一部、233の1、<br>233の2の一部、233の3、233の4の一部、234の1、234の2、<br>235の1、235の2、236、237、238の1、238の2、239から241まで、<br>242の1、242の2の一部、242の3の一部、243の1、243の2の一部、<br>243の3の一部、244の1から244の3まで、245の1から245の3まで、<br>246の1から246の3まで、247の1から247の3まで、248から251まで、<br>252の1、252の2、253の1、253の2、254の1、254の2、255の1、<br>255の2 |
|            | 丸山ノ下 | 256の1、256の2、258の1、258の2、259の1から259の3まで、<br>260、261の1、261の2、262の1、262の2、263から266まで、<br>267の1、267の2、268、269、270の1、270の2、271、<br>272の1から272の4まで、272の7、273、274の1、274の2、275、<br>276の1、276の2、282の1、282の7、284、295の1、<br>296から303まで  |
|            | 清水田  | 309、310、310の1、311の1、311の2、312の2、312の3、<br>314から321まで、325、326の1、326の2、327の1、327の2、<br>328の1、328の2、329の1、329の2   |
|            | 馬場   | 435の1、435の2、440の1、441の1、441の2、442から444まで、<br>445の1、445の4、448の1、448の2、448の3、449の1、<br>449の2、450から455まで、456の1、457、458の1、458の2、<br>460の1から460の4まで、462、462の1、463、464   |
|            | 小沢   | 527  |
| 北条町<br>東南  | 溝西   | 218の一部、218の2の一部、219、220の1、220の2、225、226  |

備考 地番については、平成30年6月5日現在の地番である。

(審議資料)

西高室土地区画整理事業の施行に伴い、事業対象地内において字の区域の変更及び字を廃止することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。(後掲の資料参照)

# 加西市西高室地区 字界変更図



加西市西高室地区 字界変更図

